特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「平成二十八年四月」を「平成二十九年四月」に、「四万千百六十円」を「四万千百二十円」に、「五万千四百五十円」を「五万千四百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十九年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三号

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第八条の三第二項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令（平成二十年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。

附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第六条第二項及び第十一条の三第一項、同法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条第二項並びに防衛省の職員の給与等に関する法律第二十一条第二項及び別表第二備考㈠の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「横須賀地方総監」の下に「、佐世保地方総監」を加える。

第六条の二十第二項の表三の項中「横須賀地方総監」を「横須賀地方総監　佐世保地方総監」に改める。

別表第三航空方面隊司令部の項中「二種」を「二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）」に改める。

別表第五国際緊急援助等手当の項を次のように改める。

国際緊急援助等手当	自衛隊法第八十四条の五第二項第三号の規定に基づき、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において同法第三条第二項各号に掲げる活動として行われる業務に従事する職員	自衛隊法第八十四条の四の規定に基づき、海外の地域において邦人等の輸送に関する業務に従事する職員	自衛隊法第八十四条の三の規定に基づき、海外の地域において邦人等の保護措置に関する業務のうち防衛大臣の定めるものに従事する職員
	業務一日につき四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（当該業務が心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十（現地の治安の状況等により当該業務が心身に著しい緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、百分の百）に相当する額を超えない範囲内で防衛大臣の定める額を加算した額）	業務一日につき七千五百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつてはその百分の五十に相当する額を超えない範囲内で防衛大臣の定める額を加算した額）、当該業務（自衛隊法第八十四条の四第三項に規定する車両により行う輸送に関するものに限る。）が極めて困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつてはその百分の百に相当する額を加算した額）	業務一日につき一万五千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額

別表第九イ中備考二を削り、備考三を備考二とし、備考四を備考三とし、備考五を備考四とし、備考六を備考五とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（被服の無料貸与に関する経過措置）

2　当分の間、准海尉以上の海上自衛官に対するこの政令による改正後の別表第九イの規定の適用については、同表イ中「

作業帽	二個	一個	二個

」とあるのは、「

作業帽	二個	二個	二個

」とする。

防衛大臣　稲田　朋美
内閣総理大臣　安倍　晋三